

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

## 建設工事請負契約契約約款等の改正について

旭川市建設工事請負契約約款，旭川市調査，測量業務委託契約約款，旭川市土木設計業務委託契約約款，旭川市建築設計業務委託契約約款A，旭川市建築設計業務委託契約約款B及び旭川市建設工事監理業務委託契約約款を改正し，平成27年4月30日以降に開札又は見積合わせをする建設工事等の契約から適用しますのでお知らせします。

同日において既に開札又は見積合わせが済んでいる契約に係る各約款については，この改正の趣旨に沿って読み替えてください。

## 1 改正の内容

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の一部改正に伴い次の各契約約款を改正しました。

- ・ 旭川市建設工事請負契約約款 第44条の2及び第47条の2
- ・ 旭川市調査，測量業務委託契約約款 第41条の2及び第45条の2
- ・ 旭川市土木設計業務委託契約約款 第40条の2及び第44条の2
- ・ 旭川市建築設計業務委託契約約款A 第42条の2及び第46条の2
- ・ 旭川市建築設計業務委託契約約款B 第41条の2及び第45条の2
- ・ 旭川市建設工事監理業務委託契約約款 第32条の2及び第36条の2

独占禁止法の改正内容については，公正取引委員会のホームページを御覧ください。  
<http://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/h25kaisei/index.html>

## 2 新旧対照表（旭川市建設工事請負契約約款）

改正後	改正前
<p>第44条の2 甲は，乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは，契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）<u>第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。</u></p> <p>(2) 公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして，<u>独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。</u></p>	<p>第44条の2 甲は，乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは，契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）<u>第49条第1項の規定により，乙に排除措置命令をし，当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定より確定したとき。</u></p> <p>(2) 公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして，<u>独占禁止法第50条第1項の規定により課徴金の納付を命じ，当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。</u></p> <p>(3) <u>公正取引委員会が，独占禁止法第66条の規定により，乙に行った審決（同条第3項の規定による原処分を全部を取り消す審決を除く。）に対し，乙が同法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。</u></p> <p>(4) <u>公正取引委員会が乙に違反行為があったとして</u></p>

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（損害賠償の予定）

第47条の2 乙は、第44条の2第1項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を証明することを要することなく、請負代金の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(1) 第44条の2第1項第1号に掲げる場合において、排除措置命令の対象となる違反行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 第44条の2第1項第1号に規定する排除措置命令又は同項第2号に規定する納付命令の対象となる違反行為が、甲に金銭的な損害を生じないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。

(3) 第44条の2第1項第3号のうち、乙について、刑法第198条の刑が確定したとき。ただし、同法第96条の6の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により当該審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき、又は乙が当該訴えを取り下げたとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（損害賠償の予定）

第47条の2 乙は、第44条の2第1項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を証明することを要することなく、請負代金の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(1) 第44条の2第1項第1号、3号及び4号に掲げる場合において、排除措置命令及び審決の対象となる違反行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 第44条の2第1項第1号に規定する排除措置命令又は同項第2号に規定する課徴金の納付命令の対象となる違反行為が、甲に金銭的な損害を生じないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。

(3) 第44条の2第1項第5号のうち、乙について、刑法第198条の刑が確定したとき。ただし、同法第96条の6の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

※ 旭川市建設工事請負契約約款以外の約款についても、上記と同様の内容で改正しました。